

平成29年第4回幸田町議会定例会会議録（第1号）

議事日程

平成29年12月1日（金曜日）午前9時06分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸報告
日程第4 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第5 第47号議案 幸田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
第48号議案 幸田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
第49号議案 幸田町多世代交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について
第50号議案 幸田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第51号議案 幸田町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について
第52号議案 幸田町障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正について
第53号議案 指定管理者の指定について（幸田町障害者地域活動支援センター）
第54号議案 平成29年度幸田町一般会計補正予算（第4号）
第55号議案 平成29年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）
第56号議案 平成29年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

- | | | |
|------------|-----------|-----------|
| 1番 足立初雄君 | 2番 伊與田伸吾君 | 3番 稲吉照夫君 |
| 4番 鈴木重一君 | 5番 水野千代子君 | 6番 志賀恒男君 |
| 7番 鈴木雅史君 | 8番 中根久治君 | 9番 浅井武光君 |
| 10番 大嶽弘君 | 11番 池田久男君 | 12番 笹野康男君 |
| 13番 丸山千代子君 | 14番 伊藤宗次君 | 15番 酒向弘康君 |
| 16番 杉浦あきら君 | | |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

- | | | | |
|--------|--------|---------|-------|
| 町長 | 大須賀一誠君 | 副町長 | 成瀬敦君 |
| 教育長 | 小野伸之君 | 企画部長 | 近藤学君 |
| 総務部長 | 山本富雄君 | 住民こども部長 | 都築幹浩君 |
| 健康福祉部長 | 薮田芳秀君 | 環境経済部長 | 鳥居栄一君 |

建設部長	羽根淵闘志君	教育部長	志賀光浩君
消防長	吉本智明君	企業立地監 兼企業立地課長	志賀幸弘君
建設部次長	尾関義彰君	教育部次長 兼学校教育部長	牧野宏幸君
消防次長 兼予防防災課長	金澤惣一郎君	会計管理者 兼出納室長	林敏幸君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 牧野洋司君

○議長（杉浦あきら君） 皆さん、おはようございます。

平成29年第4回幸田町議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には公私ともに御多忙のところ、御出席を賜り厚く御礼申し上げます。

本定例会に提出されました議案は、お手元の議案目録のとおり諮問案件1件、単行議案7件、平成29年度補正予算3件、合わせて11件の重要な案件が提出されております。議会といたしましては、町民生活の安定と福祉の向上のため十分な審議を行い、町民の付託に応えるべく努力したいと思っております。

議員各位には慎重なる審議と円滑な議会運営に格別の御協力をお願いいたします。

12月に入り、冬の気配も色濃くなり、一日一日と寒さも増してまいります。皆様にはくれぐれも御自愛くださいませ。議会に臨んでいただきますよう重ねてお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

お諮りします。本日、議場において三河湾ネットワーク株式会社が取材で議場内をカメラ撮影されます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（杉浦あきら君） 御異議なしと認めます。

よって、議場内のカメラ撮影は許可することに決定しました。

定例会招集に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） 皆さん、おはようございます。

年の瀬の寒さが身にしみる季節となりました。

本日、ここに平成29年第4回幸田町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には何かと御多用の中、早朝より御出席を賜り厚く御礼申し上げます。また、平素より町政各般にわたりまして御理解と御支援をいただいておりますこと、行政運営の面におきまして御指導、御高配を賜っておりますこと、あわせて敬意と感謝を申し上げます。

さて、今定例会に提案させていただきます議案は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての人事案件1件、幸田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを初めとする単行議案7件、平成29年度幸田町一般会計補正予算など補正予

算3件、合わせて11件でございます。後ほど私から提案理由と概要につきまして説明させていただきますが、いずれもこれからの町政推進を進める上において重要なものばかりでございますので、全議案とも慎重に御審議の上、御可決、御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

また、一般質問につきましては、6名の皆様方から御通告をいただいておりますが、いずれも今後の町政推進上に重要な質問ばかりでございますので、真摯に受けとめまして誠意をもって対応させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

ここで2点ほど御報告をさせていただきます。

1点目は、大変喜ばしい話でございますけれども、11月25日の土曜日に東京工業大学におきまして開催されました第8回全国少年少女チャレンジ創造コンテスト大会に全国から60チーム出まして、幸田町の少年少女発明クラブ、幸田町から2チーム出場をいたしました。その1チームが女性ばかりの3人組、中央小学校2人、豊坂小学校1人、チーム名が「花火」ということでございまして、小学5年生のチームでございます。文部科学大臣賞、その下が特許庁長官賞、その下が発明協会会長賞ということで、上位3番のトップで発明協会会長賞銀賞を受賞いたしました。今回初めてこのような上位の、もうちょっといきますと特許庁長官賞2位がもらえるというようなところまでいっております。この全国大会は、大変多くの地区予選を勝ち抜いた60チームが出場しております。全国から子どもたちのものづくりの登竜門みたいなどころになっているところがございます。その中で受賞しましたので大変うれしく思っております。

2点目は、12月2日、明日でございますけれども、土曜日に愛・地球博記念公園におきまして、愛知万博のメモリアル第12回愛知県市町村対抗駅伝競技大会が開催されます。幸田町も町村の部に参加をいたしまして、9名の町の代表選手が出場いたします。当日は東海テレビで中継されますので、ぜひ応援をお願いしたいと思っております。

以上、定例会開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますから、平成29年第4回幸田町議会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

開会 午前 9時06分

○議長（杉浦あきら君） 地方自治法第121条の規定により、議案説明のため出席を求めた理事者はお手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

ただいまから、本日の会議を開きます。

開議 午前 9時06分

○議長（杉浦あきら君） 議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（杉浦あきら君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を6番 志賀恒男君、7番 鈴木雅史君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長（杉浦あきら君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月25日までの25日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（杉浦あきら君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月25日までの25日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に印刷配付の定例会会期日程のとおりですから、御了承願います。

日程第3

○議長（杉浦あきら君） 日程第3、諸報告を行います。

例月出納検査7月分から9月分の3件、定期監査1件であります。これは、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

次に、今回の定例会までに受理した請願、陳情などは、お手元に印刷配付のとおり陳情が1件であります。これは、会議規則第92条の規定により、陳情第6号を福祉産業建設委員会に付託いたします。

以上をもって、諸報告を終わります。

日程第4

○議長（杉浦あきら君） 日程第4、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。議案書の2ページからお開きいただきたいと存じます。

今回、鳥居明美委員及び鈴木正親委員が平成30年3月31日をもって任期満了となりますので、鳥居明美氏及び藤江徹氏の両名を推薦するものでございます。任期につきましては、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間でございます。

鳥居明美氏は、幸田町大字六栗字本郷3番地1、昭和23年4月14日生まれ（69歳）でございます。

鳥居氏は、引き続き2期目の推薦となりますが、長年の教職員経験を生かし、何事に

も熱心で積極的に取り組んでおり、他の委員からの信望も厚く、引き続き委員として推薦するものでございます。

続きまして、藤江徹氏は、幸田町大字長嶺字東馬場崎17番地、昭和23年12月25日生まれ（68歳）であります。

藤江氏は、新たな推薦となりますが、平成23年8月から4年間幸田町選挙管理委員会の委員として、平成28年度には長嶺区長及び坂崎学区コミュニティ推進協議会会長として貢献され、地域の実情に通じ、小学生の健全育成を目指した学童擁護にも御尽力され、人格も高潔で人柄もよく、委員としての活躍を期待し推薦をするものでございます。

議案関係資料につきましては、1ページから5ページを御参照いただきたいと存じます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。可決、承認、御同意賜りますよう、お願いを申し上げます。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願いいたします。理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる回答をお願いいたします。

それでは、諮問第1号の質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 以上で、諮問第1号の質疑を打ち切ります。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第1号を会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（杉浦あきら君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、ただいま議題となっております諮問第1号について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを原案に異議なき旨、答申するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、諮問第1号は、原案に異議なき旨、答申することに決定しました。



日程第5

○議長（杉浦あきら君） 日程第5、第47号議案から第56号議案までの10件を一括議題といたします。朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、単行議案第47号から53号議案までの7件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

第47号議案「幸田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」でございます。

提案理由といたしましては、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、主に次の3点でございます。

1点目として、子の2歳に達する日まで育児休業をすることができるための条例で定める場合は、子の1歳6カ月到達日の翌日を育児休業の初日とするもののほか、当該非常勤職員またはその配偶者が、子の1歳6カ月到達日に育児休業をしていること及び、子の1歳6カ月到達日後に育児休業することが、継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として町長が規則で定める場合であることとするものでございます。

2点目としまして、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項のただし書きで規定する、既に育児休業をしたことがある場合でも育児休業することができる条例で定める特別の事情に、子の1歳6カ月到達日後に育児休業することが、継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として町長が規則で定める場合を加えるというものであります。

3点目は、その他条項及び字句の整理を行うものがございます。

施行期日は、公布の日から施行するものがございます。

議案関係資料は、6ページから10ページでございますので御参照いただきたいと存じます。

次に、第48号議案「幸田町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」でございます。

提案理由といたしましては、諸般の情勢及び近隣市町との均衡を図ることに伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、本条例の第2条関係の別表のうち、識見を有する監査委員、固定資産評価審査委員会の委員、区長、学校及び保育所の嘱託医等の報酬額を見直すものであります。

まず、識見を有する監査委員の報酬についてであります。月額3万2,000円を、月額4万8,000円に改め、県内の同規模の「まち」との均衡を図るものであります。

次に、固定資産評価審査委員会の委員報酬についてであります。近年、出役回数が増加してきており、これまで年額1万3,500円で支給していた報酬を、当委員会への出役日数に応じてこれを支給するものに改め、近隣並の日額8,000円に改めるものでございます。

次に、区長報酬についてであります。基本額26万円を60万円に引き上げ、世帯割1,300円を800円に引き下げることにより、世帯数の多い区と少ない区の区長報酬の格差を是正するものであります。

嘱託医等の報酬につきましては、岡崎医師会内での格差の縮小を図るために改正するものでございます。

学校の嘱託医等の報酬の内訳につきましては、内科医の管理料は3万8,000円を5万8,000円に、歯科医の管理料は1万5,000円を2万5,000円に引き上げ、内科医等の基本額等につきましては、「小学校間または中学校間で複数校を兼務する場合の2校目以降は11万円」に改めるものであります。

次に、保育所の嘱託医についてであります。報酬の内訳につきましては、内科医の管理料は2万7,000円を3万7,000円に、歯科医の管理料は1万5,000円を2万5,000円に引き上げるものであります。

施行期日につきましては、平成30年4月1日でございます。

議案関係資料は、11ページから15ページでございますので、御参照いただきたいと存じます。

続きまして、第49号議案「幸田町多世代交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について」でございます。

制定理由といたしましては、多世代交流施設を設置することに伴い、必要があるからであります。

制定の主な概要につきましては、多世代及び地域間の交流を促進し、児童の健全育成及び町民の福祉増進に資する施設を設置することとし、施設の管理及び運営に関し必要な事項を条例で定めるものでございます。

全体では、11条からなる条例とし、第1条では設置について地方自治法に基づく「公の施設」として規定し、第2条では設置の趣旨、第3条では名称及び位置、第5条では施設での業務、第6条から10条では利用についてを規定するものでございます。

施行期日は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定めるものであります。

議案関係資料は、16ページからでございますので、御参照いただきたいと存じます。

続きまして、第50号議案「幸田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。

提案理由といたしましては、地域の自主性及び自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、支給認定証を保護者からの申請があった場合のみ交付することとなり、受給資格等の確認時に必要としていた支給認定証の提示手続きにつきましては、必要に応じて手続とすること、及び引用条項を整理するものでございます。

施行期日は、第8条関係を公布の日、第15条関係を平成30年4月1日から施行するものでございます。

議案関係資料は、17ページから18ページでございますので御参照いただきたいと存じます。

続きまして、第51号議案「幸田町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について」であります。

提案理由といたしましては、所得税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、必要があるからでございます。

改正の概要につきましては、控除対象配偶者の定義変更に伴い、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に変更するものでございます。

施行期日につきましては、平成30年1月1日でございます。

議案関係資料は、19ページから20ページであります。

続きまして、第52号議案「幸田町障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正について」でございます。

提案理由といたしましては、幸田町障害者地域活動支援センターにおいて障害福祉サービスを行うことに伴い、必要があるからであります。

改正の主な概要につきましては、第1条で幸田町障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正を行い、利用者に関する事項の定義、支援センターの業務内容に新たな事業を加え、指定障害福祉サービスを受けたときの使用料について定めるものであります。

第2条につきましては、幸田町障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正を行い、指定管理者に係る規定の整理をするものでございます。

施行期日につきましては、第1条関係は平成30年4月1日からで、第2条関係は公布の日からでございます。

議案関係資料は、21ページから25ページでございますのでよろしく願いいたします。

続きまして、第53号議案「指定管理者の指定について（幸田町障害者地域活動支援センター）」であります。

このたび、幸田町障害者地域活動支援センターの運営に関し、指定管理者制度を導入

するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由につきましては、幸田町障害者地域活動支援センターの管理代行を指定管理者に行わせることに伴い、必要があるからであります。

議案書の22ページをお願いいたします。

管理代行させる公の施設名称は、「幸田町障害者地域活動支援センター」で、指定する団体の名称は「社会福祉法人愛恵協会」、所在地は、「岡崎市舞木町字小井沢4番地1」でございます。指定の期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間でございます。

議案関係資料は、26ページから27ページでございますので、あわせて御参照いただきたいと存じます。

なお、今回の議案提案に先がけ、去る8月2日に開催されました幸田町指定管理者選定委員会において、指定管理者指定申請のありました「社会福祉法人愛恵協会」について審査した結果、指定管理者として管理代行させるに適切な団体と選定するものとして意見をいただいておりますので、あわせて御報告をさせていただきます。

続きまして、補正予算関係の3件につきまして説明させていただきます。別冊となっております「補正予算関係」をごらんいただきたいと思っております。

初めに第54号議案「平成29年度幸田町一般会計補正予算（第4号）」につきまして補正予算書1ページをお開きいただきたいと存じます。議案関係資料につきましては、28ページから30ページを御参照いただきたいと思っております。

第1条歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出それぞれ1,346万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155億2,439万円とするものでございます。

また、第2条「債務負担行為」につきましては、4ページをごらんいただきたいと存じます。現在、町が管理運営する障害者地域活動支援センターにつきまして、指定管理者による管理運営に移行するに当たりまして、第2表のとおり、平成30年度から34年度までの5年間の指定管理料に要する経費として、8,500万円の債務負担行為をお願いするものであります。

それでは、主な補正内容について説明をさせていただきます。

まず歳入でございます。歳入につきましては、補正予算説明書の8ページをごらんいただきたいと存じます。

55款国庫支出金につきましては、国庫負担金におきまして、児童手当の支給対象児童の増加により、児童手当負担金を追加するものでございます。

また、国庫補助金におきましては、社会保障・税番号制度システム整備費総務省分補助金として、個人番号制度における情報連携の開始に向けた、社会保障・税番号制度システムの総合運用テスト等に要する経費として個人番号カード等への旧姓の併記を可能にすることに伴う、住基システムの改修に要する経費を新規計上するものでございます。

また、障害者総合支援法改正等に伴う、障害者自立支援給付支払等システムの改修に要する経費として、地域生活支援事業等補助金を新規計上するものであります。

次に、60款県支出金につきましては、県負担金におきまして、国庫負担金と同様、児童手当の支給対象児童の増加により、児童手当負担金を増加するものでございます。

また、県補助金におきましては、南海トラフ地震等対策事業費補助金として、消防団の消防用ホースの購入に要する経費として、耐震性貯水槽の整備に要する経費を追加するものであります。

次に、75款の繰入金につきましては、財政調整基金繰入金を追加し、全体を調整するものであります。

続きまして歳出につきまして説明させていただきます。

10ページをごらんいただきたいと思います。

まず、各款に渡りまして職員の人件費の補正をお願いしておりますが、その主な内容といたしましては、人事異動によるものとなっております。詳細につきましては、14ページの補正予算給与費明細書のとおりでございますので、説明は省略をさせていただきます。

それでは、10ページにお戻りいただきたいと思います。

まず15款総務費につきましては、総務管理費におきまして、個人番号制度における情報連携の開始に向けた、社会保障・税番号制度システムの総合運用テスト等の財源として、国庫支出金が新規計上されることにより、電算運営事業について、財源更正をするものであります。

また、戸籍住民基本台帳費におきまして、個人番号カード等への旧姓の併記を可能にすることに伴う、住基システム改修業務委託料といたしまして、システム改修の仕様が正式に確定し、当初予算に不足が生じることとなったため、追加するものでございます。

次に、20款民生費につきましては、社会福祉費におきまして、障害者総合支援法改正等に伴う、障害者自立支援給付支払等システム改修業務委託料の新規計上と、介護保険特別会計における介護保険システムの改修業務委託料の新規計上に伴う、介護保険特別会計への繰出金を追加するものでございます。

また、児童福祉費におきましては、土地区画整理事業の進展等による支給対象児童の増加により、児童手当を追加するものであります。

また、昨年度、国及び県から交付されました、幸田あけぼの第2幼稚園に対する認定こども園等施設型給付費負担金につきましては、精算に伴う返還金を新規計上するものであります。

12ページをごらんいただきたいと思います。

45款の土木費につきましては、下水道事業特別会計における人件費の追加に伴い、下水道事業特別会計への繰出金を追加するものであります。

次に、50款消防費につきましては、消防団の消防用ホースの購入に伴う経費と、耐震性貯水槽の整備に要する経費の財源として県支出金が追加されることに伴い、消防団運営事業及び消防水利整備事業、それぞれについて財源更正をするものであります。

次に、55款教育費につきましては、町民プールのトレーニングルームにおけるランニングマシンが故障したことによりまして、新たに購入する費用を新規計上するものであります。

以上が、平成29年度幸田町一般会計補正予算（第4号）の概要でございます。

続きまして、第55号議案「平成29年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）」についてでございます。補正予算書15ページをお開きいただきたいと思います。また、議案関係資料につきましては31ページでありますので、あわせてごらんいただきたいと思ひます。

歳入歳出それぞれ343万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億3,908万8,000円とするものであります。

補正予算説明書22ページをごらんいただきたいと思ひます。

歳入におきましては、一般会計繰入金を追加し、収支を調整するものであります。24ページをごらんいただきたいと思ひますが、歳出につきましては、制度改正関係のシステム改修事業の委託料を新規計上するものであります。

以上が、平成29年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、第56号議案「平成29年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）」でございます。補正予算書27ページをお開きいただきたいと思います。議案関係資料につきましては32ページであります。あわせてごらんいただきたいと思ひます。

歳入歳出それぞれ110万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,468万1,000円とするものであります。

補正予算説明書の34ページをお開きいただきたいと思います。

歳入につきましては、一般会計繰入金を追加し、収支を調整するものであります。

36ページをお開きいただきたいと思います。歳出につきましては、人事異動に伴う職員の人件費として、職員手当等及び共済費をそれぞれ追加するものであります。なお、詳細につきましては、38ページの補正予算給与費明細書のとおりでありますので、御参照いただきたいと思います。

以上が平成29年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

以上、平成29年度の第4回幸田町議会定例会に提案させていただきます議案について説明をさせていただきました。

御可決、御承認を賜りますようお願い申し上げます、よろしくお願ひいたします。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

質疑をされる方は、議案質疑通告書を本日午後5時までに事務局へ提出をお願いいたします。

本日は、これにて散会といたします。

次回は、12月7日、木曜日、午前9時から再開いたしますので、よろしくお願ひいたします。

ここで1点、御連絡を申し上げます。

本日、午前9時50分から第1委員会室で議会広報特別委員会を行いますので、委員の方は御出席をお願いいたします。

以上であります。

御苦労さまでした。

散会 午前 9時39分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成29年12月1日

議 長

議 員

議 員